

第41回公害紛争処理連絡協議会から

平成23年6月9日に、公害等調整委員会が都道府県公害審査会長との情報・意見交換等により公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため開催した「第41回公害紛争処理連絡協議会」の中から、大内捷司公害等調整委員会委員長による開会のあいさつ、香川弘明前公害等調整委員会事務局長による全国の公害紛争処理の概況報告等、中杉修身元上智大学大学院地球環境学研究科教授、吉田光寿公害等調整委員会事務局審査官、佐野善房千葉県公害審査会会长代理、須須木永一神奈川県公害審査会会长の講演の内容を加筆修正したものです。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

1 冒頭あいさつ

本日はお忙しい中、遠路、「公害紛争処理連絡協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。公害等調整委員会の委員長の大内でございます。どうぞよろしくお願いします。

まず始めに、3月の東日本大震災で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。個人的なことになりますが、私も東北の出身でございます。皆様と手を相携えて、一日も早い復興に向か、献身致したいと存じます。

さて、本協議会は、各都道府県公害審査会等の会長・委員の皆様、及び、公害紛争処理制度を担当する各都道府県の事務局の方を対象として、公害紛争に関する情報・意見の交換を行うことにより、公害紛争処理制度に関し共通の理解を持ち、その円滑な運営を図ることを目的として開催させていただいております。

本日の協議会が、有益な情報共有・意見交換の場となりますよう、期待申し上げておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2 公害紛争処理制度の意義と課題

(1) 公害紛争処理制度の意義

公害紛争処理制度は、1970年（昭和45年）に導入されました。昨年は、制度発足40年の節目の年となりましたが、公害等調整委員会は、1972年（昭和47年）に中央公害審査委員会が改組されて設立されたので、来年には創立40年を迎えることとなります。

この間、公害紛争処理制度は、公害に関する専門的知見を活用し、職権主義の要素をえた柔軟な手続等により、国民に迅速・適正な紛争解決手段を提供してまいりました。この手続は、裁判外紛争解決手続、いわゆるADRの理念に照らして、重要な意義を有しているものと考えております。

(2) 公害紛争処理制度の課題

一方、40年という年月の経過に伴い、公害紛争処理制度を取り巻く状況は大きく変化しています。

かつて深刻であった産業型の公害による被害は、政府、地方公共団体や企業などの努力によって大きく減少する一方、近年は、廃棄物に関する問題、低周波音に関する問題、比較的小規模な生活騒音の問題など、以前とは異なる様様の公害に関する紛争が多く係属する傾向にあります。

また、裁判所においても、近年、裁判の迅速化に向けた取組など、国民が利用しやすい司法の実現に向けた様々な取組が試みられております。

こうした中、公害紛争処理制度についても、制度の特長を生かし、時々の社会情勢やニーズに対応して、国民にとって利用しやすく有用な制度になるよう、努力していく必要があります。

(3) 公害等調整委員会の取組

当委員会では、紛争の性質に応じて、公害紛争処理制度が適切に活用され、紛争の適正な解決につながるよう、近年、制度の利用を促進するための取組を行っております。

一点目は、現地期日の開催です。

東京から離れたところに在住する当事者が、裁判手続をはじめとする、公害等調整委員会の手続を利用する際の負担の軽減を図るために、審問期日等を被害発生地など東京の審問廷以外の場所で開催する取組を実施しており、これを現地期日と呼んでおります。平成22年度は、延べ20回の現地期日を各地で開催いたしました。

今年度は、なお一層、現地期日を積極的に開催してまいりたいと考えております。

二点目は、事件調査の充実です。

紛争解決に必要となる調査を紛争処理機関自ら実施することは、民事訴訟による紛争処理と比べた場合、公害紛争処理制度の大きな特長を成すものであり、引き続き、適時適切に実施してまいりたいと考えております。

三点目は、制度の周知・広報です。

公害紛争処理制度が、必要に応じて適切に活用されるためには、制度の認知度を高めることが必要であります。私どもは、引き続き、市区町村・弁護士会・裁判所・法テラスなどの関係機関や、国民に対する制度の周知・広報に努めてまいります。

なお、このような取組などによりまして、平成22年度の公害等調整委員会における事件の新規受付件数は27件と、大幅に増加した21年度に引き続き、増加を続けております。我々の努力が、一定の成果を上げつつあるものと考えております。

(4) 公害苦情処理と公害紛争処理との連携

その一方、これらの取組は今なお途上であり、更なる努力の継続が必要であると考えております。今後の課題の一つとして、公害苦情処理と公害紛争処理との連携の強化、ということが挙げられます。

公害紛争は、まず、市区町村への公害苦情の申立てという形で顕在化することが多いかと思いますが、苦情や紛争の内容や状況に応じて、適切な解決手段が提供されることが望ましく、公害苦情処理による解決に限界がある案件については、公害紛争処理制度への移行が円滑に行えるようにする必要があると考えます。

平成22年度、公害等調整委員会では、比較的小規模な公害紛争事件の係属が増加しております。市区町村の公害苦情処理の担当職員

から、当事者に対して、公害紛争処理制度に関する情報提供が行われた結果、苦情処理から紛争処理への移行が適切に行われたものも少なくないと考えております。

当委員会としては、このような比較的小規模な事件も含めて、公害苦情処理による解決になじまず、公害紛争処理制度が問題の解決のために有用となる事件について、積極的に処理してまいりたいと考えております。

3 都道府県へのお願い

各都道府県の公害審査会等におかれましては、日々、調停事件の解決にご努力をいただいておりますが、各地域における公害苦情・公害紛争の適正な解決のため、引き続き、積極的な取組を是非、お願いできればと考えます。

もし、調停事件等の処理に際してお困りが生じた場合は、ご遠慮なく当方へご相談ください。特に、被害と原因行為との因果関係との存否を巡る争いのため、調停成立に向かた話し合いが困難になってしまっているケースなどにおいては、積極的に当委員会における原因裁定手続の活用をご検討いただければ、円滑・適正な事件処理に資するものと存じます。

一方でまた、類似の事件処理に有益な知見をお持ちの場合も、当方にご教示いただければ、皆様と共に、より良い公害紛争処理制度の運用に繋げていくことができるものと存じます。

4 結び

本日は、近年、化学物質を使用していた工場等の施設の跡地利用に際して、土壤汚染問題が顕在化するなど、土壤汚染に係る紛争が増加していることにかんがみ、元・上智大学大学院教授の中杉修身先生から、「土壤・地下水汚染対策の基礎」というテーマで、ご講演をいただきます。引き続いて、当委員会事務局の審査官吉田光寿から、「原因裁定制度の活用について」という演題で、講演を行うこととしております。

また、各都道府県での公害紛争処理に当たっての参考としていただけるよう、千葉県公害審査会の佐野善房会長代理、神奈川県公害審査会の須須木永一会長から、それぞれの審査会での調停事件処理のご経験について、ご紹介いただく予定にしております。

こうした講演などを通じて、皆様方と情報の共有や意見交換を図り、国民にとって利用しやすい公害紛争処理制度を目指すに当たって、大いに参考になればと考えております。

また、本日は、最後に意見交換の時間も設けておりますので、是非、皆様からも積極的なご発言をいただければ幸いでございます。それでは、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。